

新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

令和5年 2月21日 策定

令和6年 12月27日 改正

令和8年 3月31日 改正

新潟県 新潟市 長岡市 三条市
 柏崎市 新発田市 小千谷市 加茂市
 十日町市 見附市 村上市 燕市
 糸魚川市 妙高市 五泉市 上越市
 阿賀野市 佐渡市 魚沼市 南魚沼市
 胎内市 聖籠町 弥彦村 田上町
 阿賀町 出雲崎町 湯沢町 津南町
 刈羽村 関川村 粟島浦村

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を次のとおり定める。

第一 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）において、2050年までに目指す姿とKPI（重要業績評価指標）として、

- ・化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減
- ・化学肥料の使用量の30%低減
- ・耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大
- ・農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現

等を提示していることや、SDGsの趣旨を踏まえ、本基本計画においても、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組拡大及び温室効果ガスの削減を推進することとし、環境負荷の低減に関する目標を以下のとおり設定する。

項目	現状 (令和3年度)	中間目標 (令和6年度)	目標 (令和10年度)
特別栽培農産物等生産面積 ^{※1}	26,648ha	30,646ha (現状比15%増加)	35,976ha (現状比35%増加)
温室効果ガス削減生産方式取組面積 ^{※2}	2,831ha	3,262ha (現状比15%増加)	3,834ha (現状比35%増加)
にいがたエコファーマー数	—	—	600件

※1:「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）の定義による有機農業または特別栽培（地域慣行比で節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下）で栽培された

農産物の生産面積

※2: 環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金のうち、温室効果ガス削減につながる取組の実施面積

第二 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

環境と調和した持続可能な農業の展開に向けて取組を推進する環境負荷低減事業活動の内容及び導入すべき技術体系等は以下のとおりとする。

- 「新潟県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(別紙1)で定める持続性の高い農業生産方式
- 「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱」(別紙2)の別紙「環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法」第1の4で定める農業生産活動等及び「多面的機能支払交付金実施要綱」(別紙3)の別紙2「資源向上支払交付金に係る事業の実施方法」で定める環境負荷低減の取組のうち、土づくりまたは温室効果ガスの排出量の削減に資する取組
- 燃油使用量等削減のための省エネ設備や農林漁業機械の導入、稲作や畜産由来のメタンの発生抑制対策等の温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
- 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則(令和4年農林水産省令第42号)第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動(令和4年農林水産省告示第1413号)(別紙4)

第三 特定区域の設定及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容は別紙15のとおり設定する。

第四 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動の実施に当たって、活用が期待される基盤確立事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 農林水産業DXに関する事項

- 「新潟県総合計画」(別紙5)におけるデジタル改革の推進や「デジタル改革の実行方針」(別紙6)を踏まえた、デジタル技術を活用した資材の投入の最適化による生産性向上等に関する内容

(2) 脱炭素に関する事項

- 「新潟県総合計画」(別紙5)における脱炭素社会の実現に向けた取組や、「新潟県環境基本計画」(別紙7)及び「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」(別紙8)を踏まえた、事業活動における省エネや脱炭素燃料の導入等の促進に関する内容
- 「新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略」(別紙9)を踏まえた、水田・畑地からの温室効果ガス発生抑制技術や農地への炭素貯留技術等の技術開発の推進及び、温室効果ガスの削減や炭素の農地土壌吸収に効果的な長期中干しや秋耕、耕畜連携による堆肥の施用や有機農業の団地化等の取組の推進に関する内容

(3) バイオマスに関する事項

- 「新潟県バイオマス活用推進計画」(別紙 10) を踏まえた、地域資源としてのバイオマスの有効活用の推進・利用拡大に関する内容
- 「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(別紙 11) を踏まえた、家畜排せつ物の堆肥化及び堆肥の利用拡大の推進に関する内容

(4) その他

(1)～(3) の事項の他、農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見等を取り入れた先端技術の開発・実証、販路開拓等の事業

第五 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に向け、以下の取組を推進する。

(1) 消費者理解の促進及び食育に関する事項

- 「新潟県総合計画」(別紙 5) 及び「新潟県食育推進計画」(別紙 12) に基づき、安全・安心な農林水産物の提供の推進と、食育を通じた環境と調和のとれた農業生産の理解促進を図る。
- 「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」(別紙 8) 及び「新潟県 2050 年カーボンゼロの実現に向けた戦略」(別紙 9) に基づき、CO₂ 排出の削減に向けた普及啓発・カーボンニュートラル教育を推進する。

(2) ブランド化の推進及び販路開拓に関する事項

- 新潟県特別栽培農産物認証制度等、環境と調和した農業の「見える化」の取組に加え、「県産農林水産物のブランド化の推進に関する基本的な方針」(別紙 13) も踏まえ、環境負荷低減事業活動により生産された新潟県産の農林水産物のブランド化及び販路開拓を推進する。

第六 その他、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

「新潟県環境基本計画」(別紙 7) 及び「新潟県生物多様性地域計画」(別紙 14) に基づき、生物多様性保全に効果の高い営農活動を推進するとともに、生物多様性を保全する県民・企業活動を促進する。

また、本基本計画の実効性を高めるため、市町村と県だけでなく、農林漁業者及びその組織する団体、基盤確立事業の実施主体となる農機メーカー、資材メーカー、食品事業者、地域の金融機関、研究機関、消費者団体等、幅広い関係者と連携を図りながら取組を進めていく。

【関連するSDGsのゴール】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【基本計画別紙一覧】

別紙	名称
1	新潟県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針
2	環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱
3	多面的機能支払交付金
4	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動（令和4年農林水産省告示第1413号）
5	新潟県総合計画
6	デジタル改革の実行方針
7	新潟県環境基本計画
8	新潟県地球温暖化対策地域推進計画
9	新潟県 2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略
10	新潟県バイオマス活用推進計画
11	家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画
12	新潟県食育推進計画
13	県産農林水産物のブランド化の推進に関する基本的な方針
14	新潟県生物多様性地域計画
15	特定区域の区域及び事業活動の内容